

改正

平成14年3月27日条例第19号

平成15年9月26日条例第42号

平成16年3月26日条例第20号

平成17年3月29日条例第38号

平成17年7月22日条例第62号

平成18年3月29日条例第32号

平成18年10月1日条例第63号

平成19年3月16日条例第26号

平成19年12月26日条例第64号

平成21年3月25日条例第21号

平成22年6月25日条例第33号

平成26年3月26日条例第36号

平成28年3月14日条例第14号

平成31年3月22日条例第24号

令和2年7月1日条例第30号

令和4年3月23日条例第14号

令和4年7月5日条例第24号

令和4年9月30日条例第35号

令和5年3月22日条例第21号

令和6年7月2日条例第41号

教育関係使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（昭和25年宮崎県条例第50号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づく使用料及び同法第227条の規定に基づく手数料で宮崎県教育委員会の所管に属するものの徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第6条第1項の規定により、教育関係の公の施設を管理する指定管理者が、当該教育関係の公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。

- (1) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる高等学校（以下「県立高等学校」という。）及び中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。） 授業料及び科目履修料
- (2) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる学校（以下「県立学校」という。） 県立学校体育施設照明施設使用料
- (3) 宮崎県体育館 体育館使用料
- (4) 新宮崎県体育館 新体育館使用料
- (5) 宮崎県ライフル射撃競技場 ライフル射撃競技場使用料
- (6) 宮崎県プール プール使用料
- (7) 宮崎県山之口陸上競技場 陸上競技場使用料
- (8) 宮崎県山之口投てき練習場 投てき練習場使用料
- (9) 宮崎県総合博物館 総合博物館観覧料及び総合博物館使用料
- (10) 県立西都原考古博物館 西都原考古博物館使用料
- (11) 県立美術館 美術館観覧料及び美術館使用料
- (12) 宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家 少年自然の家使用料

2 前項各号に掲げる使用料の金額その他その徴収に関する事項については、それぞれ別表第1に定めるとおりとする。

(手数料)

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。

- (1) 県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に合格した者の入学 高等学校入学料
- (2) 県立中等教育学校の前期課程修了者の後期課程への進級 中等教育学校進級手数料
- (3) 県立高等学校の通信制の課程に合格した者の入学 通信教育入学料
- (4) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる中学校（以下「県立中学校」という。）、

県立高等学校若しくは県立中等教育学校の入学者選抜若しくは転学のためにする試験の実施又は県立高等学校の転籍のためにする試験の実施 入学者選抜等手数料

(5) 県立学校における在学証明書、成績証明書、卒業証明書又は単位修得証明書の交付 学校諸証明交付手数料

(6) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第6項の規定に基づく免許状の授与、同法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援教育領域（以下「領域」という。）の追加の定め、当該免許状の授与に関する証明又は同法第15条の規定に基づく免許状の書換若しくは再交付 教育職員免許状授与等手数料

(7) 教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定（以下「教育職員検定」という。）の実施 教育職員検定手数料

(8) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項の規定に基づく古式銃砲若しくは美術品として価値のある刀剣類の登録の申請に対する審査又は同法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付 銃砲刀剣類登録等手数料

(9) 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく美術品として価値のある刀剣類の製作の承認の申請に対する審査 美術刀剣類製作承認申請手数料

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

(1) 高等学校入学料 入学の時

(2) 中等教育学校進級手数料 後期課程進級の時

(3) 通信教育入学料 入学の時

(4) 入学者選抜等手数料 願書提出の時

3 第1項各号に掲げる手数料の金額その他その徴収に関する事項（前項に定めるものを除く。）については、それぞれ別表第2に定めるとおりとする。

（減免）

第4条 知事は、公益上必要があると認める場合又は特別の事情があると認める場合には、使用料又は手数料を減免することができる。

（不還付の原則）

第5条 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、使用料で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用できない場合

(2) 宮崎県教育委員会の都合により使用許可を取り消した場合

(3) 使用前に使用許可の取消しの申出があり、その申出に基づいて宮崎県教育委員会が使用許可を取り消した場合

(罰則)

第6条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前に行われた申請等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 別表第1の1の項の規定の適用については、平成13年度においては同項中「111,600円」とあるのは「109,200円」と、「30,000円」とあるのは「29,280円」と、「1,500円」とあるのは「1,460円」と、「3,350円」とあるのは「3,280円」とし、平成14年度においては同項中「111,600円」とあるのは「110,400円」と、「30,000円」とあるのは「29,760円」と、「1,500円」とあるのは「1,480円」と、「3,350円」とあるのは「3,320円」とする。

(教育関係の公の施設に関する条例の一部改正)

5 教育関係の公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成14年3月27日条例第19号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月26日条例第42号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。（後略）

附 則（平成16年 3 月26日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）別表第 1 の 8 の項の改正規定（「体育館」の下に「（宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家に限る。）」を加える部分に限る。） 公布の日

（2）第 2 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に 1 号を加える改正規定、第 3 条第 1 項中第 12 号を第 13 号とし、第 9 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に 1 号を加える改正規定、別表第 1 の 8 の項を同表の 9 の項とし、同表中 7 の項を 8 の項とし、6 の項を 7 の項とし、5 の項の次に 6 の項を加える改正規定及び別表第 2 中 12 の項を 13 の項とし、11 の項を 12 の項とし、10 の項を 11 の項とし、同表の 9 の項中「20 円」を「10 円」に改め、同項を同表の 10 の項とし、同表の 8 の項の次に 9 の項を加える改正規定（同表の 9 の項中「20 円」を「10 円」に改める部分を除く。） 平成16年 4 月17日
（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 1 の 1 の項の規定の適用については、平成16年度においては同項中「115,200 円」とあるのは「112,800 円」と、「3,460 円」とあるのは「3,390 円」と、「1,560 円」とあるのは「1,520 円」と、「31,200 円」とあるのは「30,480 円」とし、平成17年度においては同項中「115,200 円」とあるのは「114,000 円」と、「3,460 円」とあるのは「3,420 円」と、「1,560 円」とあるのは「1,540 円」と、「31,200 円」とあるのは「30,960 円」とする。

附 則（平成17年 3 月29日条例第38号）

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 7 月22日条例第62号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月29日条例第32号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年10月 1 日条例第63号）

この条例は、平成19年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 5 の項の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月16日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成19年度においては同項中「118,800円」とあるのは「116,400円」と、「3,570円」とあるのは「3,500円」と、「1,620円」とあるのは「1,580円」とし、平成20年度においては同項中「118,800円」とあるのは「117,600円」と、「3,570円」とあるのは「3,540円」と、「1,620円」とあるのは「1,600円」とする。

附 則 (平成19年12月26日条例第64号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日条例第21号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の公立高等学校（同条第2項に規定する公立高等学校をいう。）に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月14日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日条例第24号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日条例第14号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月5日条例第24号）

改正

令和5年3月22日条例第21号

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
ただし、別表第1の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。（令和5年6月規則第35号で、
同5年8月20日から施行）

附 則（令和4年9月30日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年7月2日条例第41号）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1（第2条関係）

使用料	区分		単位	金額	納期	備考	
1 授業料及び科目履修料	授業料	県立	全日制	年額	118,800円	宮崎県教育委員会規則で定める時期	1 定時制の課程に在籍し通信制の課程を併修する場合は、定時制の授業料の額に通信制の履修科目1単位につき230円を加算する。 2 通信制の課程に在籍し定時制の課程を併修する場合は、通信制の授業料の額に定時制の履修科目1単位につき1,620円を加算す
		高等学校	定時制	履修科目1単位につき	1,620円		
			通信制	履修科目1単位につき	230円		
	科目履修料	県立	全日制	年額	118,800円		
		高等学校	定時制	履修科目1単位につき	3,570円		
			通信制	履修科目1単位につき	230円		

			位につき			る。
2 県立 学校体 育施設 照明施 設使用 料	屋内体育施設 を開放して使 用させる場合	床面積800 平方メー トル未満 を使用す る場合	1時間につき	200円	使用許可 の時	1 「床面積」とは、 体育主室の床面積 をいう。 2 1時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて1時間に満た ない端数があると きは、その端数は1 時間とする。
		床面積800 平方メー トル以上 を使用す る場合	同	500円		
	屋外体育施設 を開放して使 用させる場合	運動場	同	2,000円		
		テニスコ ート	1面1時間 につき	500円		
		弓道場	1時間につき	500円		
	アーチェ リー場	同	500円			
3 体育 館使用 料	本館競技場	入場料等 を徴収し ない場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると		使用許可 の時	1 「入場料等」とは、 入場料、会費、会場 整理費その他名称 のいかんを問わず 入場することに関 し徴収される入場 の対価その他これ に類するものをい う。 2 「児童・生徒」と は、学校教育法（昭 和22年法律第26号）

		き				<p>第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。</p>
		児童・生徒の団体		1,290円	3	<p>1つの団体が競技場の一部を独占して使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、競技場の3分の2以下の面積を使用するときは3分の2、2分の1以下の面積を使用するときは2分の1、3分の1以下の面積を使用するときは3分の1を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）とする。</p>
		その他の団体		2,030円	4	<p>1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1</p>
		アマチュアスポーツ以外に使用するとき		8,210円		

			時間とする。
入場料等を徴収する場合	1 団体 1 日につき アマチュアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体	1 人 1 日 当たりの 入場料等 の最高額 に100を乗 じて得た 額（その額 が1万 4,180円に 満たない 場合に あ っては、1 万4,180 円）	
	その他の 団体	1 人 1 日 当たりの 入場料等 の最高額 に100を乗 じて得た 額（その額 が2万	

			2,240円に満たない場合にあっては、2万2,240円)	
		アマチュアスポーツ以外に使用するとき	1人1日当たりの入場料等の最高額に100を乗じて得た額(その額が9万340円に満たない場合にあっては、9万340円)	
別館第1競技場	1団体1時間につき	アマチュアスポーツに使用するとき		<p>1 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。</p> <p>2 1つの団体が競技場の一部を独占して使用する場合の使用料は、当該金</p>

				<p>額の欄に掲げる金額に、競技場の3分の2以下の面積を使用するときは3分の2、2分の1以下の面積を使用するときは2分の1、3分の1以下の面積を使用するときは3分の1を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）とする。</p>
		児童・生徒の団体	270円	3 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
		その他の団体	540円	
		アマチュアスポーツ以外に使用するとき	2,090円	
別館第2競技場	専用使用の場合	1団体1時間につき		1 「専用使用の場合」とは、10人以上の団体で使用する場合をいい、「専用使用でない場合」とは、9人以下の団体（個人を含む。）で

		児童・生徒の団体	190円
		その他の団体	380円
	専用使用でない場合	1 団体（個人を含む。）1 時間につき 児童・生徒の団体（個人を含む。）	100円
		その他の団体（個人を含む。）	200円
別館第3競技場	専用使用の場合	1 団体 1 時間につき 児童・生徒の団体	190円
		その他の団体	380円
	専用使用でない場合	1 団体（個人を含む。）1 時間につき	

使用する場合をいう。

2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。

3 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。

		児童・生徒 の団体（個人を含む。）	100円	
		その他の団体（個人を含む。）	200円	
屋外人工登はん壁		1 団体 1 時間 につき 児童・生徒の 団体	100円	
		その他の団体	200円	
屋内人工登はん壁	団体が使用する場 合	1 団体 1 時間 につき 児童・生徒の 団体	100円	
	個人が使用する場 合	1 人 1 時間に つき 児童・生徒 その他の者	40円 80円	
会議室		1 時間につき	160円	本館競技場と併せて 使用する場合の使用 料は、無料とする。
附帯設備器具 (使用に要する 消耗器材は含 まない。)	浴室・シャ ワー (温 水)	1 時間につき	580円	1 1 時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて 1 時間に満た

ボクシング用具			
アマチュア用	同		210円
その他	同		2,670円
電光表示盤	同		130円
ボーダーライト	1列1時間につき		400円
スポットライト	1台1時間につき		230円
フットライト	1列1時間につき		400円
放送設備 (マイク ロフォン は2本とする。)	1時間につき		500円
携帯用テープレコーダー	同		60円
バレーボール用具	1組1時間につき		60円
バドミントン用具	同		60円

ない端数があるときは、その端数は1時間とする。

2 持込電気器具用
電気の使用料は、当該電気器具に表示された電力に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして算定する。

ハンドボール用具	同	60円
テニス用具	同	60円
バスケットボールゴール		
固定式	同	60円
移動式	同	100円
跳箱	1時間につき	60円
トランポリン	同	100円
レスリングマット	同	100円
卓球用具		
競技専用	一式1日につき	4,610円
競技専用以外	1台1時間につき	60円
体操用具		
競技専用	一式1日につき	3,450円
競技専用以外	1種目1時間につき	60円
長机	1時間につき	10円
椅子		
1人掛け	同	10円
3人掛け	同	10円

		け				
		フェンシング用具	一式1時間につき	100円		
		ハンドマイク	1時間につき	50円		
		レコードプレーヤー	同	60円		
		その他の器具類	同	60円		
		持込電気器具用電気	1キロワットにつき	230円		
4 新体育館使用料	メインアリーナ	入場料等を徴収しない場合	1 団体1時間につき アマチュアスポーツに使用するとき 午前9時から午後5時まで 児童・生徒の団体 その他の団体の団体 午後5時から午後	900円 1,800円	使用許可の時	1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。 2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。

		10時まで 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体 アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき 午前9時 から午後 5時まで 午後5時 から午後 10時まで	1,800円 3,600円 18,000円 36,000円	3 一つの団体がメ インアリーナの一 部を独占して使用 する場合の使用料 は、当該金額の欄に 掲げる金額に、メイ ンアリーナの2分 の1以下の面積を 使用するときは2 分の1、3分の1以 下の面積を使用す るときは3分の1、 4分の1以下の面 積を使用するとき は4分の1、6分の 1以下の面積を使 用するときには6分 の1、8分の1以下 の面積を使用する ときは8分の1、14 分の1以下の面積 を使用するときには 14分の1を乗じて 得た額（10円に満た ない端数があると きは、その端数は10 円とする。）とする。 4 1時間を単位と する使用料の額を
	入場料等 を徴収す る場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると き 午前9時 から午後 5時まで 児童・ 生徒の 団体 その他	1,800円 3,600円	

			の団体 午後5時 から午後 10時まで 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体 アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき 午前9時 から午後 5時まで 午後5時 から午後 10時まで	3,600円 7,200円 36,000円 72,000円	計算する場合にお いて1時間に満た ない端数があると きは、その端数は1 時間とする。
サブアリーナ	入場料等 を徴収し ない場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると き 午前9時 から午後 5時まで 児童・		600円	1 「入場料等」とは、 入場料、会費、会場 整理費その他名称 のいかんを問わず 入場することに関 し徴収される入場 の対価その他これ に類するものをい う。 2 「児童・生徒」と

		生徒の 団体 その他 の団体 午後5時 から午後 10時まで	1,200円		<p>は、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。</p> <p>3 一つの団体がサブアリーナの一部を独占して使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、サブアリーナの2分の1以下の面積を使用するときは2分の1、3分の1以下の面積を使用するときは3分の1、4分の1以下の面積を使用するときは4分の1、6分の1以下の面積を使用するときは6分の1を乗じて得た額（10円に満たない端数があるときは、その端数は10円とする。）とする。</p> <p>4 1時間を単位と</p>
		児童・ 生徒の 団体 その他 の団体 アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	1,200円		
		午前9時 から午後 5時まで	2,400円		
		午後5時 から午後 10時まで	12,000円		
			24,000円		
	入場料等 を徴収す る場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると き 午前9時			

		使用するとき			入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
		午前9時から午後5時まで			
		児童・生徒の団体	200円		2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校
		その他の団体	400円		(大学及び高等専門学校を除く。)に
		午後5時から午後10時まで			在学する者及び未就学の者をいう。
		児童・生徒の団体	400円		3 1つの団体が多目的室の一部を独占して使用する場
		その他の団体	800円		合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、多目的室の
		アマチュアスポーツ以外に使用するとき			2分の1以下の面積を使用するとき
		午前9時から午後5時まで	4,000円		は2分の1を乗じて得た額(10円に満たない端数がある
		午後5時から午後10時まで	8,000円		ときは、その端数は10円とする。)とする。
	入場料等	1団体1時間			4 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合にお

			から午後 10時まで		
トレーニング ルーム	団体が使 用する場 合	1 団体 1 時間 につき 児童・生徒 の団体 その他の団 体	650円 1,300円		1 「児童・生徒」と は、学校教育法第 1 条に規定する学校 (大学及び高等専 門学校を除く。)に 在学する者及び未 就学の者をいう。 2 1 時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて 1 時間に満た ない端数があると きは、その端数は 1 時間とする。
	個人が使 用する場 合	1 人 1 時間に つき 児童・生徒 その他の者	100円 200円		
会議室	会議室 1	1 時間につき	200円		1 1 つの団体が会 議室 4 の一部を独 占して使用する場 合の使用料は、当該 金額の欄に掲げる 金額に、会議室の 2 分の 1 以下の面積 を使用するときは 2 分の 1、4 分の 1 以下の面積を使用 するときは 4 分の 1 を乗じて得た額 (10 円に満たない
	会議室 2	同	200円		
	会議室 3	同	200円		
	会議室 4	同	500円		
	会議室 5	同	700円		
	応接室	同	200円		

					<p>端数があるときは、その端数は10円とする。)とする。</p> <p>2 一つの団体が会議室5の一部を独占して使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、会議室の3分の1以下の面積を使用するときは3分の1を乗じて得た額(10円に満たない端数があるときは、その端数は10円とする。)とする。</p> <p>3 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
	<p>付帯設備器具 (使用に要する消耗器材は含まない。)</p>	<p>バスケットボールゴール</p> <p>固定式</p> <p>移動式</p>	<p>1組1時間につき</p> <p>同</p>	<p>60円</p> <p>100円</p>	<p>1 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1</p>

	バレーボール用具	同	60円	<p>時間とする。</p> <p>2 持込電気器具用 電気の使用料は、当該電気器具に表示された電力に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして算定する。</p>
	ハンドボール用具	同	60円	
	フットサル用具	同	60円	
	テニス用具	同	60円	
	バドミントン用具	同	60円	
	卓球用具			
	競技専用	一式1日につき	4,610円	
	競技専用以外	1台1時間につき	60円	
	体操用具			
	競技専用	一式1日につき	3,450円	
	競技専用以外	1種目1時間につき	60円	
	新体操マット	1時間につき	100円	
	トランポリン	同	100円	
	電光表示盤	同	130円	
	長机	同	10円	
	椅子	同	10円	
	その他の	同	60円	

		器具類				
		持込電気 器具用電 気	1 キロワット につき		230円	
		放送設備	1 時間につき		500円	
		照明設備				
		メイン アリー ナ 750ル クス 以上	同		300円	
		1,000 ルク ス以 上	同		500円	
		サブア リーナ 750ル クス 以上	同		100円	
		空調設備				
		メイン アリー ナ 競技 場	同		6,900円	
		観客 席	同		8,100円	

		サブアリーナ				
		競技場	同	1,600円		
		観客席	同	2,300円		
		多目的室（地域武道センター）	同	600円		
		会議室 1	同	100円		
		会議室 2	同	100円		
		会議室 3	同	100円		
		会議室 4	同	100円		
		会議室 5	同	100円		
		応接室	同	100円		
5 ライフル射撃競技場使用料	エアライフル射場	1人2時間まで			使用許可の時	1 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者をいう。 2 時間超過の場合は、超過時間1時間
		10歳以上の児童・生徒		130円		

			その他の者	240円		につき、当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額を加算する。
	スモールボアライフル射場		1人2時間まで 高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)生徒 その他の者	190円 380円		3 1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
6 プール使用料	50mプール(全面)	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュア	4,800円 96,000円	使用許可の時	1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。 2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1

		スポーツ以外に使用するとき		条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。 3 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
	入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体 9,600円 その他の団体 19,200円 アマチュアスポーツ以外に使用するとき 192,000円		
50mプール（1レーンあたり）	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体 500円 その他の団体 1,000円 アマチュアスポーツ以外に使用するとき 10,000円		
	入場料等を	1団体1時間		

	徴収する場合	につき アマチュア スポーツに 使用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	1,000 円 2,000 円 20,000 円
25mプール (全面)	入場料等を 徴収しない 場合	1 団体 1 時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	2,400 円 4,800 円 48,000 円
	入場料等を 徴収する場合	1 団体 1 時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると	

		き 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に使用するとき	4,800 円 9,600 円 96,000 円
25mプール (1レーンあたり)	入場料等を徴収しない場合	1 団体 1 時間につき アマチュアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に使用するとき	300 円 600 円 6,000 円
	入場料等を徴収する場合	1 団体 1 時間につき アマチュアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体 その他の	600 円 1,200 円

		団体 アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	12,000 円
50mプール 25mプール	個人が使用 する場合	1人1回につ き 児童・生徒 その他の者	250 円 500 円
多目的スタ ジオ	入場料等を 徴収しない 場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体	675 円 1,350 円
	入場料等を 徴収する場 合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 使用すると き 児童・生 徒の団体 その他の	13,500 円 1,350 円 2,700 円

		団体 アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	27,000円
トレーニング室		1人1時間につき 児童・生徒 その他の者	125円 250円
屋外クライミングウォール	入場料等を 徴収しない 場合	1団体1時間につき アマチュア スポーツに 使用する とき 児童・生徒 の団体 その他の 団体	175円 350円
	入場料等を 徴収する場 合	1団体1時間につき アマチュア スポーツに 使用する とき 児童・生徒 の団体	3,500円 350円

		その他の 団体	700円		
		アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	7,000円		
屋内クライミングウォー ル	1人1時間につ き	児童・生徒 その他の者	75円 150円		
会議室	1時間につき		2,900円		1 1時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて1時間に満た ない端数があると きは、その端数は1 時間とする。 2 1平方メートル を単位とする使用 料の額を計算する 場合において1平 方メートルに満た ない端数があると きは、その端数は1 平方メートルとす る。
大会役員室	同		1,400円		
応接室	同		500円		
共有エリア	1平方メート ル1時間につ き		17円		
音響放送設備	一式1日につ き		2,200円		
大型表示装置	同		8,800円		
駐車場	1時間につき 普通自動車		200円	使用終了 の時	

			<p>(乗員定員11人以上のもの) 普通自動車 100円</p> <p>(乗員定員10人以下のもの) 大型特殊自動車 200円</p> <p>小型自動車 100円 (二輪自動車を除く。)</p> <p>小型特殊自動車 100円</p> <p>軽自動車 100円 (二輪自動車を除く。)</p> <p>二輪自動車 50円</p> <p>原動機付自転車 50円</p>		<p>計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p> <p>2 使用時間が5時間を越える場合の使用料の額は左記金額に6を乗じて得た額とする。</p> <p>3 駐車場の利用に係る車両の種類は、道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)第9条第6号に規定する車両の種類による。ただし、貨物の運送の用に供する普通自動車は、普通自動車(乗員定員11人以上のもの)とみなして適用する。</p>
7 陸上競技場 使用料	陸上競技場	入場料等を徴収しない場合	<p>1 団体1時間につき アマチュアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体 その他の</p>	<p>1,950円</p> <p>3,900円</p>	<p>使用許可の時</p> <p>1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。</p>

		団体 アマチュア スポーツ以 外に使用す るとき	39,000円	<p>2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。</p> <p>3 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
	入場料等を徴収する場合	1 団体 1 時間につき アマチュアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体	3,900円 7,800円	
		アマチュアスポーツ以外に使用するとき	78,000円	
	個人が使用する場合	1 人 1 時間につき 児童・生徒 その他の者	90円 170円	
	トレーニングルーム	団体が使用する場合	1 団体 1 時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体	520円 1,030円
		個人が使用する場合	1 人 1 時間につき	

		児童・生徒 その他の者	100円 190円	
会議室	会議室 1	1時間につき	820円	1 一つの団体が会議室 6 の一部を独占して使用する場合は、当該金額の欄に掲げる金額に、会議室の 2 分の 1 以下の面積を使用するときは 2 分の 1 を乗じて得た額（10円に満たない端数があるときは、その端数は10円とする。）とする。 2 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
	会議室 2	同	410円	
	会議室 3	同	410円	
	会議室 4	同	410円	
	会議室 5	同	410円	
	会議室 6	同	820円	
	会議室 7	同	820円	
	会議室 8	同	410円	
	会議室 9	同	410円	
	会議室 10	同	410円	
	会議室 11	同	410円	
売店スペース		1日につき	650円	
附帯設備器具 (使用に要する消耗器材は含まない。)	シャワー (温水)	1人1回につき	110円	1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
		1団体1回につき	550円	
	競技器具	椅子	1時間につき	
	机	同	10円	

テント	同	40円
走高跳器具	1組1時間につき	90円
棒高跳器具	同	40円
ハードル	同	90円
写真判定装置	一式1時間につき	2,430円
その他の器具類	1時間につき	20円
競技器具一式 (ただし、写真判定装置を除く。)	同	780円
大型映像装	1時間につき	9,490円

		置				
		照明設備				
		陸上競技場				
		全灯	同	15,510円		
		2分の1灯	同	7,760円		
		3分の1灯	同	5,170円		
		5分の1灯	同	3,110円		
		空調設備				
		会議室1	同	260円		
		会議室2	同	260円		
		会議室3	同	260円		
		会議室4	同	260円		
		会議室5	同	260円		
		会議室6	同	260円		
		会議室7	同	260円		
		会議室8	同	260円		
		会議室9	同	260円		
		会議室10	同	260円		
		会議室11	同	260円		
8	投てき練習場	団体が使用する場合	1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体	350円 700円	使用許可の時	1 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。 2 1時間を単位とする使用料の額を
		個人が使用する場合	1人1時間につき			

			児童・生徒 その他の者	60円 120円			計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
	附帯設備器具 (利用に要する消耗器材は含まない。)	競技器具	椅子	1時間につき	10円		
			机	同	10円		
			テント	同	40円		
			その他の器具類	同	20円		
			競技器具一式	同	780円		
		照明設備	1時間につき	1,190円			
9 総合博物館観覧料及び総合博物館使用料	総合博物館観覧料	特別展示	宮崎県教育委員会がその都度定める単位	宮崎県教育委員会がその都度定める額	宮崎県教育委員会がその都度定める時期		
	総合博物館使用料	博物館特別展示室	入場料等を徴収する場合	1日につき	24,660円	使用許可の時の時	「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
			入場料等を徴収しない場合	同	18,500円		
10 西都	ホール		午前		3,540円	使用許可	1 「午前」とは午前

原考古 博物館 使用料			午後	7,080円	の時	10時から正午まで、 「午後」とは午後1 時から午後5時ま でをいう。 2 時間超過の場合 は、超過時間1時間 につき、午前の使用 にあつては当該使 用料の額に2分の 1を乗じて得た額 を、午後の使用にあ つては当該使用料 の額に4分の1を 乗じて得た額を加 算する。
	ホール設備	冷房設備	1時間につき	1,370円	使用終了	3 1時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて1時間に満た ない端数があると きは、その端数は1 時間とする。
		暖房設備	同	680円	の時	
音声ガイド		1台1回につ き	420円	使用前		
11 美術 館観覧 料及び 美術館 使用料	美術 館観 覧料	特別展示	宮崎県教育委 員会がその都 度定める単位	宮崎県教 育委員会 がその都 度定める 額	宮崎県教 育委員会 がその都 度定める 時期	1 「入場料等」とは、 入場料、会費、会場 整理費その他名称 のいかんを問わず 入場することに関 し徴収される入場 の対価その他これ

						に類するものをいう。
美術 館使 用料	県民ギ ャラリ ー1	入場料等 を徴収す る場合	1日につき	9,200円	使用許可 の時	2 1時間を単位と する使用料の額を 計算する場合にお いて1時間に満た ない端数があると きは、その端数は1 時間とする。 3 持込電気器具用 電気の使用料は、当 該電気器具に表示 された電力に1キ ロワット未満の端 数があるときは、1 キロワットとして 算定する。
		入場料等 を徴収し ない場合	同	7,000円		
	県民ギ ャラリ ー2	入場料等 を徴収す る場合	同	8,700円		
		入場料等 を徴収し ない場合	同	6,500円		
	企画展 示室	入場料等 を徴収す る場合	同	26,600円		
		入場料等 を徴収し ない場合	同	19,900円		
	アートホール		午前10時から 正午まで	1,700円		
			午後1時から	1,700円		

	午後3時まで 午後3時から 午後6時まで	2,200円	
アトリエ1	個人開放日における使用1人につき 午前10時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで	220円 320円	使用前
アトリエ2	個人開放日における使用1人につき 午前10時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで	420円 520円	
アトリエ3	個人開放日における使用1人につき 午前10時から午後1時まで 午後1時から午後5時	220円 320円	

			まで		
	設備器具	電気窯	1時間につき	320円	使用前
		持込電気器具用電気	1キロワットにつき	320円	使用終了の時
12 少年 自然の家 使用料	宿泊室	1人1泊につき			使用終了の時
		30歳未満の者		330円	1 「1泊」とは、午前9時から翌日の午後4時までの範囲内において当該施設を利用し、宿泊することをいう。 2 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
		30歳以上の者		660円	3 宿泊室、キャンプ場及びキャンプ用具については、学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）に在学する者及び未就学の者（以下「在学者等」という。）は、無料とする。
	研修室	1室1時間に		505円	4 研修室及び体育

		つき		
体育館	宮崎県青島少年自然の家	1時間につき 全面を使用する場合 半面を使用する場合	1,100円 550円	<p>館については、在学者等で構成する団体は、無料とする。</p> <p>5 「全面を使用する場合」とは、体育館の床面積の2分の1を超えて使用する場合をいい、「半面を使用する場合」とは、体育館の床面積の2分の1以下を使用する場合をいう。</p>
	宮崎県むかばき少年自然の家 宮崎県御池少年自然の家	1時間につき	785円	
キャンプ場		1人1泊につき		
		30歳未満の者	110円	
		30歳以上の者	220円	
キャンプ用具	テント	1人1泊につき		
		30歳未満の者	110円	
		30歳以上の者	220円	
	寝袋	1泊1個につき		
		30歳未満の者	110円	

		30歳以上の者	220円	
	毛布	1泊1枚につき		
		30歳未満の者	110円	
		30歳以上の者	220円	

別表第2（第3条関係）

手数料	区分	単位	金額	備考
1 高等学校入学料	全日制の課程への入学	1件につき	5,650円	
	定時制の課程への入学	同	2,100円	
2 中等教育学校進級手数料		1件につき	5,650円	
3 通信教育入学料		1件につき	500円	
4 入学者選抜等手数料	県立中学校の入学者選抜	1件につき	2,200円	「入学者選抜」には、編入学のためにする試験を含む。
	全日制（県立中等教育学校を除く。）の課程の入学者選抜	同	2,200円	
	定時制の課程の入学者選抜	同	950円	
	県立中等教育学校の入学者選抜	同	2,200円	
	転学又は転籍のためにする試験	同	950円	
5 学校諸証明交付手数料		1件につき	400円	在学中の生徒に対して諸証明書を交付する場合は、無料とする。

6 教育職員免許 状授与等手数料	普通免許状の授与	1 件につき	3,300円	2以上の領域を同時に 定める場合は、1件とし て計算する。
	普通免許状の領域の追加 の定め	同	3,300円	
	特別免許状の授与	同	3,300円	
	臨時免許状の授与	同	1,700円	
	臨時免許状の領域の追加 の定め	同	1,700円	
	免許状の授与に関する証 明	同	400円	
	免許状の書換	同	870円	
	免許状の再交付	同	1,100円	
7 教育職員検定 手数料		1 件につき	1,700円	2以上の領域の教育職 員検定を同時に実施す る場合は、1件として計 算する。
8 銃砲刀剣類登 録等手数料	古式銃砲又は刀剣類の登 録の申請に対する審査	1 件につき	6,300円	
	登録証の再交付	1 件につき	3,500円	
9 美術刀剣類製 作承認申請手数料		1 件につき	800円	